平成２１年（フ）第５７２５号
大阪府吹田市古江台５丁目５番Ｂ43―503号
債務者　今嶋　　茂
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７２７号
大阪市中央区島之内２丁目10番５―505号
債務者　太田新一郎
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７３１号
大阪府守口市藤田町５丁目９番５―503号
債務者　阿郷　順子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１３号
岡山県倉敷市藤戸町天城532番地３
債務者　村上　　稔
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
岡山県倉敷市東塚３丁目６番28号　ニューシティタナベＢ203
債務者　藤田　真美（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第５４号
愛媛県今治市大三島町台780番地、外国人登録証明書上の住所愛知県知多市つつじが丘１丁目14―８―207
債務者　ロアイサラモスファン
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１５９８号
札幌市白石区北郷３条11丁目２番28号　巴ハイツ２階右
債務者　小鷲　洋之
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３３号
札幌市北区新琴似５条３丁目１番19―101号
債務者　工藤三保子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９５号
札幌市東区北30条東13丁目１番18号　ルミエール30―101
債務者　安藤　郁美（旧姓圓館）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０００号
札幌市南区南沢４条２丁目６番22号　山田マンションＢ―６号
債務者　澁谷　　恵（旧姓伊世）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４１号
札幌市清田区清田７条４丁目13番10号
債務者　脇山さおり
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５７号
札幌市東区伏古10条４丁目１番３号　ビッグバーンズマンション伏古２―303号
債務者　佐藤　亜美
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０６０号
札幌市南区澄川６条５丁目６番14号　廸恵ハイツ203号
債務者　向井ひろえ
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８５号
札幌市中央区南８条西８丁目521番地22　道信マンション１号
債務者　中山　拓志
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０９３号
札幌市西区発寒１条２丁目４番８号　カーサエスパシオＡ１号
債務者　百澤　清美（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０９号
札幌市手稲区曙２条２丁目６番24号
債務者　朝見　球美
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１３５号
札幌市東区北42条東17丁目４番１号　ハイツ弥栄202
債務者　油谷　健一
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部